

令和6年度より、成田市国民健康保険の 税率が変わります。

改正の経緯について

国民健康保険(以下、本文中において「国保」といいます。)は、平成30年度に国保財政の安定化を図るために都道府県単位で広域化され、県が財政運営の責任主体となり、医療費などの保険給付費は全額県から市町村に交付されることとなり、その財源として市町村は県に納付金を収めることとなりました。また、県は納付金を収めるための保険税が収納できるよう、市町村ごとの標準保険料率を毎年、算定・公表しており、市町村は標準保険料率を参考に、保険税率を設定していく必要があります。

成田市における令和4年度の保険給付費は、約90億円で、一人当たりだと33万1,165円となり、一人当たり国保税額の3倍以上となっています。

成田市では、これまで不足する財源について、市・県民税等を財源とする一般会計からの法定外繰入を行い、低水準の保険税率を維持してきましたが、県が国保運営方針に、令和12年度までの決算補填目的の法定外繰入の解消を目標として記載したことや、1人あたりの納付金が増加する傾向であること等から、法定外繰入の段階的な解消を図るために令和6年度に保険税率を改正します。

国保に加入している皆様には負担をお願いすることとなりますが、今後も国保運営の健全化に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

成田市国民健康保険税の課税区分と税率(令和5・6年度)

改正前	令和5年度	A 基礎課税分 課税限度額:65万円	B 後期高齢者支援金等課税分 課税限度額:20万円	C 介護納付金課税分 (40歳以上65歳未満の方のみ課税) 課税限度額:17万円
	所得割 加入者の所得(※)に応じて加算されます。	6.30%	1.73%	1.68%
	均等割 加入者お一人につき課税される金額です。	19,800円	7,000円	15,000円
	平等割 加入世帯一世帯につき課税される金額です。	17,000円	—	—



改正後	令和6年度	A 基礎課税分 課税限度額:65万円	B 後期高齢者支援金等課税分 課税限度額:22万円	C 介護納付金課税分 (40歳以上65歳未満の方のみ課税) 課税限度額:17万円
	所得割 加入者の所得(※)に応じて加算されます。	6.59%	1.95%	1.72%
	均等割 加入者お一人につき課税される金額です。	21,000円	7,900円	15,300円
	平等割 加入世帯一世帯につき課税される金額です。	18,100円	—	—

※ 表の金額は12ヵ月分となります。加入期間に応じた月割の計算となります。

※ 所得割算定の際には、前年中の合計所得金額から基礎控除額が控除されます。

均等割額・平等割額の減額制度基準(令和5・6年度)

前年中の合計所得(※)が下表の基準以下の世帯に、均等割額・平等割額の減額制度があります。
令和6年度から、5割減額・2割減額世帯の基準が緩和され、対象範囲が拡大されます。

減額区分	令和5年度	令和6年度
7割減額	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)
5割減額	29万円×国保加入者の人数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数－1)	29万5千円×国保加入者の人数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数－1)
2割減額	53万5千円×国保加入者の人数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数－1)	54万5千円×国保加入者の人数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数－1)

※ 減額判定における所得金額の算出においてのみ、下記の点が考慮されますのでご注意ください。

- ・ 合計所得とは、世帯主と国保加入者全員の所得の合計です。
- ・ 合計所得の算出や世帯員数には、国保から後期高齢者医療制度へ移行した世帯員を含みます。
- ・ 1月1日までに65歳以上となり、年金所得のある人は、公的年金等控除額からさらに15万円を限度額として控除します。
- ・ 専従者給与のある人・専従者控除の申告をされている人は、専従者給与支払い前の所得金額で合計所得金額を算出します。
- ・ 分離譲渡所得のある人は、特別控除前の所得金額で合計所得金額を算出します。
- ・ 給与所得者等とは、一定の給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者のことをいいます。

保険税率改正による影響額等について

改正により、世帯平均で約**7,400円**、加入者一人当たり平均では約**4,700円**の引き上げとなります。

参考として、モデルケースにおける改正前後の国保税影響額を下記の表へ取りまとめましたのでご参照ください。

モデルケースごとの影響額 (単位:円)		所得43万円以下 (給与収入98万円以下)の場合			所得100万円 (給与収入約155万円)の場合			所得200万円 (給与収入約300万円)の場合		
国保世帯員数	40～64歳世帯員数 (介護加算あり)	改正前 税額	改正後 税額	影響額	改正前 税額	改正後 税額	影響額	改正前 税額	改正後 税額	影響額
1人	0人	13,100	14,000	900	89,500	95,600	6,100	169,800	181,000	11,200
1人	1人	17,600	18,500	900	114,000	120,700	6,700	211,100	223,300	12,200
2人	0人	21,100	22,700	1,600	81,000	86,600	5,600	196,600	209,900	13,300
2人	2人	30,100	31,800	1,700	105,500	111,700	6,200	252,900	267,500	14,600
3人	0人	29,200	31,400	2,200	94,400	101,000	6,600	203,900	217,800	13,900
3人	2人	38,200	40,500	2,300	118,900	126,100	7,200	254,200	269,200	15,000

医療費の節約にご協力をお願いします。

国保は、病気やけがをしたときの経済的な負担を少なくするために、加入者がお金(国保税)を出し合い、医療費の支払いに充てる相互扶助の制度です。

医療費は高齢化等により増加傾向が続いていますが、日頃から健康に気を付けることはもちろん、少しの心がけで節約することが出来ますので、皆様のご協力をお願いします。

＜上手にお医者さんにかかるには・・・＞

- ・ 「はしご受診」「重複受診」はやめる。
 - ・ 緊急時以外の時間外受診はやめる。
 - ・ ジェネリック医薬品(新薬の特許期限経過後に、同じ有効成分で作られた安価な薬)を活用する。
 - ・ 治療を途中でやめない。
- (注)使用については医師や薬剤師にご相談の上ご利用ください。

○国保に加入する人は下記の1～4に該当しない人です。

1. 会社等が加入している社会保険などに加入している人
2. 社会保険などに加入している人の被扶養者になっている人
3. 後期高齢者医療制度に加入している人
4. その他、国保の加入要件に当てはまらない人

上記に該当しない人は必ず国保に加入となります。

-お問い合わせ-

成田市役所 保険年金課
電話:0476(20)1526